

# 第1-1表

※ 下線は、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて(昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号)」の別表にある項目であることを示す。

④	⑤ 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備考
		⑥ 勤務者、利用者の利便に供される部分	⑦ 密接な関係を有する部分	
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	
(1) 項 ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場 その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項 イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2) 項 ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ、体育館	
(2) 項 ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク		
(2) 項 ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
(3) 項 イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3) 項 ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	

(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、 <u>食堂</u> 、 <u>事務室</u>	専用駐車場、託児室、 <u>写真室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>集会室</u>	催物場(展示博物館を含む。)、貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項 イ	宿泊室、フロント、ロビー、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>配膳室</u> 、 <u>リネン室</u>	娯楽室、バー、 <u>ビアガーデン</u> 、 <u>両替所</u> 、 <u>旅行代理店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>美容室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>喫茶室</u>	宴会場、 <u>会議室</u> 、 <u>結婚式場</u> 、売店(連続式形態のものを含む。)、展望施設、プール、 <u>遊技室</u> 、 <u>催物室</u> 、 <u>サウナ室</u>	
(5) 項 ロ	<u>居室</u> 、 <u>寝室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>教養室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>共同炊事場</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物置</u> 、 <u>管理人室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>面会室</u>	来客用宿泊室	旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用対象でない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
(6) 項 イ	<u>診療室</u> 、 <u>病室</u> 、 <u>産室</u> 、 <u>手術室</u> 、 <u>検査室</u> 、 <u>薬局</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>付添人控室</u> 、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>医師等当直室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>技工室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>理容室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>ティールーム</u>	臨床研究室	病院と同一棟にある看護師宿舍又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項 ロ	<u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>		
(6) 項 ハ	<u>居室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>機能訓練室</u> 、 <u>面会室</u> 、 <u>食堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>作業室</u>	<u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>		
(6) 項 ニ	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>休養室</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u>	音楽教室、学習塾	
(7) 項	<u>教室</u> 、 <u>職員室</u> 、 <u>体育館</u> 、 <u>講堂</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>クラブ室</u> 、 <u>保健室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8) 項	<u>閲覧室</u> 、 <u>展示室</u> 、 <u>書庫</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>工作室</u> 、 <u>保管格納庫</u> 、 <u>資料室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>観賞室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>		

(9) 項 イ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室</u>		
(9) 項 ロ	<u>脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室</u>	有料洗濯室	
(10) 項	<u>乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場</u>	理容室、両替所	
(11) 項	<u>本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室</u>	<u>宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用対象であるものを除く。）、娯楽室</u>	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	<u>作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室</u>		同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項 ロ	<u>撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室</u>	<u>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ</u>		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは原則として(1)項に該当する。
(13) 項 イ	<u>車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</u>	<u>食堂、売店</u>		
(13) 項 ロ	<u>格納庫、修理場、休憩室、更衣室</u>	<u>専用駐車場</u>		
(14) 項	<u>物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）</u>	<u>食堂、売店、専用駐車場、展示場</u>		

(15)項	事務所 金融機関 官公署 研究所	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、ホール、 物品庫（商品倉庫を含む。）	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>理容室</u> <u>専用駐車場</u> 、 <u>診療室</u>	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態 （固定いす、舞台、映写室を有する オーディトリウム形態のものを含む。） を問わず、事業所の主目的に使用する もので、興行場法の適用のないものは 原則として本項の主たる用途に供する ものとして扱う。 なお、興行場法の適用のあるものは、 原則として（1）項に該当する（以下、 本項において同じ。） 2 特定の会員組織で作られた談合等 を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	<u>事務室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>会議室</u> 、ホール	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>ロビー</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	市民センタ ー、文化セ ンター 児童館 老人館	<u>事務室</u> 、 <u>集会室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>図書室</u> ホール	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>視聴覚教</u> <u>室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>トレーニン</u> <u>グ室</u>	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、 本項に該当しない。
	研修所	<u>事務室</u> 、 <u>教室</u> 、 <u>体育室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>娯楽室</u> 、 <u>専用駐車場</u>		研修のための宿泊室は、(5)項口の用 途に供するものとして扱う。
	観覧席を 有しない 体育館	<u>体育室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>控室</u> 、 <u>浴室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u>	映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、 小規模な観覧席（選手控席的なもの）を 有するものを有するものは、本項に該当 する。